

議案第40号

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例について

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年6月3日提出

沼田市長 星 野 稔

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例（昭和39年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 2 前項に定めるもののほか、普通財産（不動産及びその従物に限る。）は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約を行うために購入希望の募集をしたにもかかわらず、当該募集をした日の翌日から起算して1年を経過してもなお応募がなかったときは、時価より30パーセントの範囲内で減額して譲渡することができる。
- 3 前項に規定する譲渡の方法は、一般競争入札によるものとする。ただし、一般競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定による随意契約を行うことができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第3条第2項及び第3項の規定は、この条例の施行の日以後に売払いに係る一般競争入札に付する普通財産（不動産及びその従物に限る。以下同じ。）のほか、平成28年4月1日以後に売払いに係る一般競争入札に付した普通財産であって、この条例の施行の際現に譲渡を行っていないものについて適用する。